

# 防衛省・防衛装備庁国民保護計画

平成17年10月28日  
(最終改正：令和7年3月24日)

# 目 次

## 総 則

1 目 的	1
2 用語の定義	1
3 計画の適切な見直し	2

## 第 1 章 国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

第 1 節 国民保護措置の実施に係る基本的考え方	3
（1）着上陸侵攻	
（2）ゲリラや特殊部隊による攻撃	
（3）弾道ミサイル攻撃	
（4）航空攻撃	
（5）NBC攻撃	
第 2 節 国民保護措置の実施における全般的な留意点	4

## 第 2 章 国民保護措置の実施体制等の確立

第 1 節 平素からの体制等の整備	5
1 防衛省における連絡調整・参集体制の整備	5
（1）省内の連絡調整・参集体制の整備	
（2）関係機関との連携協力体制の確保等	
2 国民保護措置の実施能力等の確保等	6
（1）武力攻撃事態等における対処能力等の確保	
（2）行政機能の維持・確保のための態勢の確保	
3 隊員への教育訓練等	7
（1）隊員等に対する教育の実施	
（2）部隊等における訓練の実施	
（3）関係機関との共同訓練の実施等	
第 2 節 武力攻撃事態等における活動態勢の確立	8
1 中央における調整・決定態勢の確立	8
2 各機関等における実施態勢の確立	9
（1）初動の準備態勢の強化	
（2）即応予備自衛官及び予備自衛官の招集	
（3）情報の収集・提供に係る態勢の確立	

(4) 通信手段の確保	
3 関係機関との連携協力態勢の確立	9
(1) 対策本部等との連携協力態勢の強化	
(2) 地方公共団体との連携協力態勢の強化	
4 対策本部及び関係機関の態勢確立の支援	11

### 第3章 防衛省・自衛隊が実施する国民保護措置に関する事項

第1節 自衛隊による国民保護措置の実施手続等	12
第2節 自衛隊が行う国民保護措置の内容等	13
1 住民の避難に関する措置	13
(1) 基本的考え方	
(2) 警報の発令や避難の指示等に資する情報の収集・提供	
(3) 市町村による避難実施要領作成への協力	
(4) 避難住民の誘導、運送等	
(5) 在日米軍施設等の所在地域における住民の避難	
2 避難住民等の救援に関する措置	15
(1) 基本的な考え方	
(2) 具体的内容	
(3) 防衛省に属する施設の使用	
(4) 安否情報等の収集	
(5) 赤十字標章等の交付等	
3 武力攻撃災害への対処に関する措置	17
(1) 基本的考え方	
(2) 具体的内容	
(3) 武力攻撃原子力災害やNBC攻撃による災害への対処	
(4) 生活関連等施設の安全確保	
(5) 自ら管理する施設等に係る武力攻撃災害の防止	
4 応急の復旧等に係る措置等	19
(1) 防衛省の所管する施設及び設備に関して行う応急の復旧	
(2) 都道府県知事等からの要請に基づく応急の復旧	
(3) 武力攻撃災害の復旧	
5 国民に対する協力の要請	19

### 第4章 緊急対処事態への対処に関する事項

第1節 緊急対処保護措置の実施に係る基本的な方針等	20
1 緊急対処保護措置の実施に係る基本的考え方	20

2	緊急対処保護措置の実施における全般的な留意点	21
第2節	防衛省・自衛隊が実施する緊急対処保護措置に関する事項	21
1	緊急対処保護措置の実施態勢の確立	21
	(1) 中央における実施態勢の確立	
	(2) 部隊等における実施態勢や関係機関との連携協力態勢の確立等	
2	防衛省・自衛隊が実施する緊急対処保護措置に関する事項	21
	(1) 住民の避難に関する措置	
	(2) 避難住民等の救援に関する措置	
	(3) 緊急対処事態における災害への対処に関する措置	
	(4) 応急の復旧等に関する措置	
	(5) 国民に対する協力の要請	
(別紙1)	防衛省の主要機関における主管部署	23
(別紙2)	武力攻撃事態等において地方公共団体との連絡調整を担当する部隊等の長	24

## 総 則

### 1 目 的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、防衛省（防衛装備庁を含む。以下同じ。）・自衛隊による武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急処理事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資するため、防衛省・自衛隊が整備すべき体制、実施する措置の内容及び方法、関係機関との連携その他必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

この計画において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「武力攻撃事態等」とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号で定義された武力攻撃事態及び同第3号で定義された武力攻撃予測事態をいう。
- (2) 「国民の保護のための措置」とは、国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。
- (3) 「対策本部」とは、事態対処法第10条第1項に規定する事態対策本部をいう。
- (4) 「対策本部長」とは、事態対処法第11条第1項に規定する事態対策本部長をいう。
- (5) 「関係機関」とは、事態対処法第2条第5号に規定する指定行政機関（防衛省を除く。）、同条第6号に規定する指定地方行政機関（地方防衛局を除く。）、同条第7号に規定する指定公共機関及び国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。（なお、特定の国民保護措置の実施に際し特に関係の深い機関がある場合には、括弧書きで個別に明示）
- (6) 「各機関等」とは、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）に規定する防衛省本省の内部部局、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局（地方防衛局の所掌事務の一部を分掌するために置かれる支局その他の機関を含む。）並びに防衛装備庁（施設等機関を含む。）をいう。
- (7) 「部隊等」とは、各自衛隊の部隊及び機関（統合作戦司令部及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の2第2項の規定に基づき置かれる共同の部隊並びに同法第22条第1項及び第2項の規定に基づき編成され、又は置かれる特別の部隊を含む。）をいう。
- (8) 「総監等」とは、武力攻撃事態等において地方公共団体との連絡調整を担当する部隊等の長（別紙2のとおり）である方面総監、地方総監、地区総監及び航空方面隊司令官をいう。
- (9) 「隊員」とは、自衛隊法第2条第5項に規定する隊員をいう。
- (10) 「実施部隊等」とは、自衛隊法第76条第1項（第1号に係る部分に限る。）、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた部隊等のうち国民保護措置の実施を命ぜられたもの若しくは同法第77条の4第1項又は第2項の規定により派遣を命ぜられた部隊等をいう。

- (11) 「政令部隊等の長」とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第8条第2項に定められた部隊等の長をいう。
- (12) 「都道府県協議会」及び「市町村協議会」とは、それぞれ国民保護法第37条第1項の規定により置かれた都道府県国民保護協議会及び第39条第1項の規定により置かれた市町村国民保護協議会をいう。
- (13) 「都道府県対策本部」及び「市町村対策本部」とは、それぞれ国民保護法第27条第1項の規定により設置された都道府県国民保護対策本部及び市町村国民保護対策本部をいう。
- (14) 「都道府県対策本部長」及び「市町村対策本部長」とは、それぞれ国民保護法第28条第1項に規定する都道府県国民保護対策本部長及び市町村国民保護対策本部長をいう。
- (15) 「連絡官」とは、防衛省・自衛隊から対策本部、地方公共団体その他の関係機関に派遣され、部隊等との連絡調整等の業務に従事する隊員をいう。
- (16) 「対処基本方針」とは、事態対処法第9条第1項に規定する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
- (17) 「武力攻撃災害」とは、国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。
- (18) 「危険物質等」とは、国民保護法第103条第1項及び国民保護法施行令第28条の規定により定められた物質をいう。
- (19) 「生活関連等施設」とは、国民保護法第102条第1項及び国民保護法施行令第27条の規定により定められた施設をいう。
- (20) 「緊急対処事態」とは、事態対処法第22条第1項に規定する緊急対処事態をいう。
- (21) 「緊急対処保護措置」とは、国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置をいう。
- (22) 「緊急対処事態における災害」とは、国民保護法第183条の表において読み替えられる緊急対処事態における災害をいう。

### 3 計画の適切な見直し

防衛省は、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）の変更その他の情勢の変化等を踏まえ、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、国民保護法第33条第7項の規定により準用される手続等により、これを変更する。変更にあたっては、国民保護を含む武力攻撃事態等への対処を的確かつ迅速に実施するための諸検討や訓練の成果を踏まえるとともに、広く関係者の意見を求めるように努める。

## 第1章 国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

### 第1節 国民保護措置の実施に係る基本的考え方

- 1 防衛省・自衛隊は、武力攻撃事態等においては、我が国に対する武力攻撃の排除措置に全力を尽くし、もって我が国に対する被害を極小化することが主たる任務であり、この防衛省・自衛隊にしか実施することのできない任務の遂行に万全を期すこととなる。このため、防衛省・自衛隊は、基本指針に定められているとおり、その機能及び国民からの期待に鑑み、主たる任務である我が国に対する武力攻撃の排除措置に支障の生じない範囲で、国民保護等派遣を命ぜられた部隊等により又は防衛出動（自衛隊法第76条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定による防衛出動命令が発せられる場合に限る。以下同じ。）・治安出動を命ぜられた部隊等をもって、可能な限り国民保護措置を実施することを基本とする。
- 2 この考えを前提とした上での自衛隊が実施可能な国民保護措置の具体的な内容等については、我が国への武力攻撃の態様が一樣ではないため、一概には言えないが、基本指針において想定された武力攻撃事態の類型ごとに、その基本的な考え方を示せば、以下のとおりである。

#### (1) 着上陸侵攻

島嶼部への小規模な侵攻が生起する場合は、武力攻撃発生前にある程度の兆候把握が可能であることが多いと予想されるため、基本的には武力攻撃排除のための部隊の配備等の準備と並行して、関係機関（関係都道府県・市町村、都道府県警察、消防機関、海上保安庁等。以下本項において同じ。）と連携しつつ、住民の島外への先行避難の支援（航空機や艦船による運送等）を中心に対応する。避難の完了前に武力攻撃が発生した場合は、攻撃を排除しつつ、残された住民の避難の支援を迅速に行う。

また、本格的な侵略事態が生起した場合には、自衛隊の能力のほとんどを武力攻撃排除のために使用することが予想されるため、即応予備自衛官や予備自衛官の活用も含め限られた人員や装備品を効果的に用いて、関係機関と連携しつつ、攻撃予想地域からの住民の先行避難の支援を中心に、武力攻撃排除の準備（防衛施設の構築等）に支障のない範囲で可能な限り対応する。

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃の対象等は、武力攻撃発生前に予測できないことが多いと予想されるため、基本的には武力攻撃発生後に、攻撃の排除及び他地域での更なる武力攻撃への警戒活動と並行して、他地域からの所要部隊の派遣等により、関係機関と連携しつつ、被災地域の住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を中心に迅速に対応する。特に、離島や山間部では、機動力や自己完結性といった自衛隊の能力を有効に活用する。（このほか、部隊等に防衛出動・治安出動が命ぜられた場合において、生活関連等施設の管理者や指定行政機関の長等からその安全確保のため支援を求められ防衛大臣が必要と判断する場合や内閣総理大臣から当該施設の安全確保に関し必要な措置を講ずるよう指揮を受けた場合は、周辺住民の先行避難の支援（車両による運送等）のほかに、当該部隊等により、警察機関と連携し、当該施設の警護を実施することもある。）

#### (3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイル攻撃は、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困

難であり、発射後は極めて短時間で着弾することが予想されることから、弾道ミサイルの発射の情報を対策本部等に迅速に提供するとともに、着弾後においては更なる武力攻撃への警戒活動と並行して、必要に応じ他地域からの所要の部隊等の派遣も行い、関係機関と連携しつつ、被災地域の住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を中心に迅速に対応する。

#### (4) 航空攻撃

航空攻撃は、攻撃の特性や攻撃発生前の兆候把握等から攻撃対象となる重要施設等がある程度予測でき、対処のための時間的余裕があると予想される場合には、基本的には武力攻撃の排除措置のための部隊の展開等の準備と並行して、関係機関と連携しつつ、周辺住民の先行避難の支援を中心に対応する。攻撃対象が予測できない場合は、武力攻撃発生後に、基本的には(3)と同様の対応を行う。

#### (5) NBC攻撃

(1) から(4)までの各事態においてNBC兵器が使用された場合は、一般に被害が広範囲かつ大規模になるとともに、その特性に応じてNBC防護の専門部隊(化学防護隊等。以下同じ。)による対応が必要なことから、NBC攻撃発生後(可能であればその兆候の把握段階)に、関係機関と密接に連携し、速やかに適切な専門部隊等による情報収集、原因物質や汚染地域の迅速な特定、施設や被災者の適切な除染、適切な医療機関への負傷者の搬送等を実施する。

### **第2節 国民保護措置の実施における全般的な留意点**

自衛隊による国民保護措置の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき行わなければならない。この場合においては、全般的に以下のような点に留意するものとする。

- 1 国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、国民の自由と権利に制限を加える場合は、同措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。
- 2 国民保護措置に係る国民の権利利益の救済に係る手続(損害補償、不服申立て、訴訟等)について、できる限り迅速に処理するよう努めるとともに、これらに関連する文書につき適切に保存する。
- 3 各種広報手段を用いて、国民に対し、自衛隊による国民保護措置の実施状況その他所要の情報を適時適切に提供するよう努める。
- 4 指定行政機関や地方公共団体等との間で、都道府県協議会及び市町村協議会その他の会議等への隊員の参加や共同訓練の実施、部隊等の派遣要請手続の明確化等により、平素から連携協力体制の構築に努める。
- 5 政府が実施する国民への啓発活動や、自主防災組織及びボランティアによる自発的な活動に対して政府が実施する支援に関して、必要な協力等に努める。
- 6 国民保護措置の実施や情報の提供等に際して、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護に特に留意するとともに、国際人道法の的確な実施を確保する。
- 7 国民保護措置の実施や同措置に係る国民への協力の要請に当たっては、指定行政機関や地方公共団体等と相互に連携協力し、国民保護措置に従事する者や要請に応じて協力する者の安全確保のために十分な措置をとる。



## 第2章 国民保護措置の実施体制等の確立

### 第1節 平素からの体制等の整備

#### 1 防衛省における連絡調整・参集体制の整備

##### (1) 省内の連絡調整・参集体制の整備

###### ① 主管部署の役割

防衛政策局運用政策課、統合幕僚監部運用部運用第1課及び同監部参事官付は、武力攻撃事態等における対処の一環として、防衛省における国民保護措置の主管部署として、省内各部局及び関係機関との間で連携協力しつつ、平素から以下の措置をそれぞれ実施する。

ア 防衛政策局運用政策課は、防衛省・防衛装備庁国民保護計画の適宜の見直しを行う。

イ 統合幕僚監部運用部運用第1課及び同監部参事官付は、次に掲げる措置を実施する。

(ア) 国民保護措置の実施に係る指定行政機関、地方公共団体その他の関係機関及び在日米軍との連携協力体制の整備の総合的な推進

(イ) 防衛省・防衛装備庁国民保護計画のうち、平素における措置の総合的な推進（(ア)に係るものを除く。）

(ウ) 武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務実施手順の検討その他の準備措置の実施

(エ) その他国民保護措置の実施に必要な事項

###### ② 省内の各機関等における連絡調整体制の整備

各機関等における国民保護措置に係る主管部署の長（別紙1のとおり）は、各機関等内における国民保護措置に係る細部の事務分掌の整理、関係部署間の連絡調整態勢の構築その他必要な措置を実施する。

また、地方協力局地域社会協力総括課は、地方防衛局における国民保護措置に関する総合的な調整等を実施し、これに関し統合幕僚監部運用部運用第1課及び同監部参事官付と連携協力する。

###### ③ 隊員の非常参集態勢の整備

各機関等（部隊等を除く。）においては、国民保護措置の担当責任者（武力攻撃事態等において主管部署に臨時に配置される者を含む。）及びその代理となる者を指定し、統合幕僚監部運用部運用第1課に登録するとともに、必要な連絡がとれる態勢を保持する。統合幕僚監部運用部運用第1課は、各機関等から登録された担当者等の氏名、連絡先等のリストを作成し、相互及び各機関等の中で共有する。

また、各機関等の長は、それぞれの実情を踏まえ、交通の途絶や隊員又はその家族の被災等により隊員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保等隊員のサービスの基準に関し必要な事項も併せて定めるとともに、平素から隊員に周知し、徹底を図る。

総監等、協議会委員たる隊員（第2章第1節1（2）参照）が任命された部隊等の長、自衛隊地方協力本部長（以下「地方協力本部長」という。）その他武力攻撃事態等において国民保護措置に係る関係機関との連絡調整に関わることが予想される部隊等の長は、所要の要員をあらかじめ指定し、必要な連絡がとれる態勢を保持する。

## (2) 関係機関との連携協力体制の確保等

### ① 中央における連携協力の実施

関係する指定行政機関との間で、防災のための既存の連携協力体制（連絡調整会議の開催、通信手段の確保、共同訓練の実施等）を活用しつつ、武力攻撃事態等において予想される特徴的な状況（広域にわたる避難・救援、NBC攻撃による災害等。以下同じ。）にも対応できるよう留意しながら、情報交換や連絡調整のための会議が開催される場合その他必要に応じて国民保護措置に関する情報・意見交換を実施したり、防災関連の共同訓練の機会をとらえて国民保護措置の実施に係る共同訓練を実施する等、平素から密接な連携協力の実施に努める。

### ② 地方における連携協力体制の確保等

地方公共団体との間で、防災のための既存の連携協力体制（連絡調整会議の開催、通信手段の確保、共同訓練の実施等）を活用しつつ、武力攻撃事態等において予想される特徴的な状況にも対応できるよう留意しながら、次の措置を講じることにより、平素から連携協力体制の確保等に努める。

ア 総監等は、都道府県協議会及び市町村協議会の委員に任命された隊員（以下「協議会委員たる隊員」という。）を通じ、地方公共団体における国民保護計画の作成・変更や避難実施要領のパターン作成・見直しについて、必要に応じ可能な限り協力を実施する。とりわけ、離島（沖縄県を含む。）は、住民避難のための運送手段に制約があることから、当該市町村における国民保護計画の作成・変更や避難実施要領のパターン作成・見直しに積極的に協力する。また、その他適宜機会を捉えて、平素から地方公共団体との間で確認しておく事項（予想される武力攻撃災害の様相、国民保護措置の実施に係る連携要領や留意点（エの助言を含む。）等）についての情報・意見交換の実施に努める。（なお、隊員が協議会委員に任命されていない地方公共団体については、必要に応じ、総監等又はその指定する者が情報・意見交換の実施に努める。）

イ 部隊等の長は、連絡調整の実効性を確保するため、地方公共団体の自主的な取組みに協力して、要すれば協議会委員たる隊員を通じ、相互の情報通信システムの確認や在り方の検討、防災関連の共同訓練の機会を捉えた国民保護措置の実施に係る共同訓練の企画・実施等に努める。

ウ 地方協力本部長は、担当区域における地方公共団体との間で、情報・意見交換を行うよう努める。また、当該地方公共団体が部隊等との間で実施する情報・意見交換や共同訓練等に参加するとともに、当該地方公共団体から国民保護に係る連絡を依頼された場合には速やかに総監等との間の連絡調整を円滑にするために所要の協力をする等、平素からの連携協力に努める。

エ 地方防衛局長は、必要に応じてアの協力や情報・意見交換に努めるとともに、都道府県知事から、国民保護法第148条第1項の規定に基づき指定する避難施設の武力攻撃災害に対する防護性の向上等に係る協力を求められた場合は、可能な範囲で技術的な助言を行う等の協力を努める。

また、地方防衛局は、実施部隊等の長から国民保護措置に係る関係機関との連絡協力を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項につき協力を求められた場合は、積極的にこれに協力をする。

## 2 国民保護措置の実施能力等の確保等

### (1) 武力攻撃事態等における対処能力等の確保

防衛省・自衛隊は、武力攻撃事態等において、武力攻撃の排除措置のみならず国民保護措置の的確かつ迅速な実施にも資するよう、以下の措置を講ずる。

- ① 各駐屯地・基地等における警備体制や消防その他の防災体制等を整備・確保するとともに、施設・設備を適切に管理すること等により、武力攻撃事態等における部隊等の活動拠点の保持に努める。
- ② 各駐屯地・基地等ごとに、武力攻撃事態等における隊員の円滑な活動に資するよう、その利用に供するための食糧、飲料水、燃料等の備蓄や医薬品、非常用発電機の確保等につき、必要に応じてその整備計画等の見直しを行い、引き続き適切な態勢の保持に努める。
- ③ 部隊等及び地方防衛局においては、救助用資器材その他国民保護措置に活用できる資器材等の定期点検や整備を実施するとともに、必要に応じてその整備計画の見直しを行い、引き続き同措置の的確かつ迅速な実施態勢の保持に努める。その際、武力攻撃事態等において予想される特徴的な状況に対処するための特別の資器材（防護器材、検知・測定器材等）の確保に特に留意するとともに、必要に応じ関係機関（都道府県警察、消防機関等）との間での当該資器材の相互提供等の可能性についても留意する。
- ④ 国民保護措置の実施に係る関係機関との情報交換・連絡調整や部隊等への指揮命令を的確かつ迅速に実施できるよう、防衛省・自衛隊独自の各種通信・情報処理システムの整備・維持や、防災無線・政府共通ネットワーク等の各省庁共通の通信システムとの接続確保に努める。また、武力攻撃事態等においてこれらの通信システムの円滑な運用を確保するため、通信設備の定期的な総点検による機能確認や、関係機関（警察庁、海上保安庁、都道府県警察、消防機関等）と連携した通信訓練の実施（機器操作の習熟等）に努める。

### (2) 行政機能の維持・確保のための態勢の確保

防衛省・自衛隊は、次のような態勢の確保等により、国民保護措置の実施に関して国民に対する行政サービス機能の停止又は低下が極力生じないよう努める。

- ① 武力攻撃事態等における自衛隊による国民保護措置の実施に伴う損害補償及び損害補償に係る不服申立てについては、別に定める訓令その他関係規則に基づき速やかに処理するよう努める。また、これらの手続に関連する文書については、武力攻撃災害による逸失等を防ぐため、安全な場所への確実な保管等特段の配慮を払う。
- ② 国民保護措置の実施に関し防衛省の保有する行政文書及び個人情報の開示請求がなされる場合は、これに係る手続につき、防衛省本省の情報公開に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第39号）、防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）、防衛装備庁の情報公開に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第30号）及び防衛装備庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第6号）その他関係規則に基づき、適切に実施するよう努める。

### 3 隊員への教育訓練等

#### (1) 隊員等に対する教育の実施

隊員については、各種の課程教育、集合教育、研修等の、即応予備自衛官・予備自衛官については、訓練招集の機会を捉えて、武力攻撃事態等における活動の円滑化・効率化に資するよう、各々の任務、役割等に応じて、国民保護措置に関する以下のような知識・技能等を付与する。

- ・ 国民保護法その他の関係法令、基本指針
- ・ 防衛省・自衛隊の国民保護計画及び関連規則等
- ・ 国民保護措置の実施に係る関係機関との連絡調整要領等

#### (2) 部隊等における訓練の実施

部隊等においては、各々の特性や役割等に応じて、武力攻撃事態等において予想される特徴的な状況に留意しつつ、国民保護措置に関する部隊としての行動要領や他部隊との連携要領等に係る訓練を実施し、練度の向上を図る。

#### (3) 関係機関との共同訓練の実施等

① 地方公共団体やその他の関係機関（内閣官房、警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県警察、消防機関等）と共同で、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置の実施に係る連絡調整その他の連携協力要領等についての訓練を行い、武力攻撃事態等における上記関係機関相互の連携の円滑化・効率化に資する。その際に、以下の点に留意する。

ア 都道府県の区域を越える広域的な避難訓練等について、関係地方公共団体と十分に連携調整しつつ実施するよう努める。

イ 国民保護措置と防災措置との間で共通すると見込まれる訓練（被災者等の捜索・救出、人員・物資の緊急輸送、応急医療の提供等）については、防災訓練の機会の活用等により、両者を有機的に連携させ、効果的に実施するよう努める。

ウ 訓練を実施した部隊等の長は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。

② 関係機関が主催する国民保護措置に係る研修やセミナー等に、所要の隊員を参加させ、相互の能力の理解や連携要領等の習熟等に努める。

## **第2節 武力攻撃事態等における活動態勢の確立**

### 1 中央における調整・決定態勢の確立

① 防衛省・自衛隊は、武力攻撃事態等における武力攻撃の排除を主たる任務として、平素からそのための体制を整備し必要な準備措置等を実施しており、武力攻撃事態等における国民保護措置を含めた対処については、これらの体制や措置を活用することを基本とする。

② 防衛大臣は、必要があると認めるときは、防衛会議（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第19条の2）を開催し、武力攻撃事態等への対処の一環として、防衛省・自衛隊による国民保護措置につき、基本的な方針の指示、部隊等の派遣等の命令、対策本部や関係機関との連絡調整その他の必要な対処について、的確かつ迅速に対応する。

③ 各機関等における主管部署は、要員の増強その他必要な措置を適宜適切にとり、自衛隊による国民保護措置の実施に関する諸手続や関係機関との連絡調整

等に関し、防衛大臣を適切に補佐する体制を確立する。これに関し、防衛大臣は、必要な場合には、その指定する者に国民保護措置に係る業務を分掌させ、また、省内外にわたる調整を総合的に行うための体制を構築する等の措置をとる。

## 2 各機関等における実施態勢の確立

### (1) 初動の準備態勢の強化

部隊等の長は、武力攻撃事態等が認定された場合には、あらかじめ指定した要員を通じて関係機関（関係都道府県・市町村、都道府県警察、消防機関等）との連絡調整を開始する等、国民保護措置の実施も想定し、各々の任務に応じて、隊員の勤務態勢の強化、装備品や資器材の点検・整備、情報収集態勢の強化、人員・物資の輸送態勢の確立等を行い、武力攻撃に対する即応態勢を確立する。

### (2) 即応予備自衛官及び予備自衛官の招集

防衛大臣は、国民保護措置を実施する上で必要があると認めるときは、訓練その他の部隊配備前の準備に要する期間を考慮し、速やかに、内閣総理大臣の承認を受けて、①即応予備自衛官に対し、自衛隊法第75条の4の規定に基づく防衛招集命令、国民保護等招集命令又は治安招集命令を、②予備自衛官に対し、同法第70条の規定に基づく防衛招集命令又は国民保護等招集命令（特に必要があると認めるとき）を、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）に定める手続により、それぞれ発する。

### (3) 情報の収集・提供に係る態勢の確立

① 部隊等においては、付与された任務に従い、他の部隊等と相互に緊密な連絡を取りつつ、航空機や艦艇等必要な手段により、武力攻撃又は武力攻撃災害の情報その他必要な情報を収集するとともに、保有する情報通信手段を用いて、収集した情報を指揮系統に従って速やかに防衛大臣まで報告する。

② 統合幕僚監部参事官付は、各機関等から提供を受けた情報のうち対策本部及び関係機関による国民保護措置の実施等に関して必要なものを提供する。統合幕僚監部運用部運用第1課は、関係機関から必要な情報の提供を受けた場合、指揮系統に従い所要の部隊等に伝達する。（ただし、部隊等が連絡官等を通じて関係機関との間で直接情報を交換することを妨げるものではない。）

また、統合幕僚監部参事官付は、必要に応じて、関係機関と連携しつつ、広報担当者等を通じ、国民に対し、自衛隊による国民保護措置の実施状況等必要な情報の的確かつ迅速な提供に努める。

### (4) 通信手段の確保

各機関等における主管部署及び部隊等は、武力攻撃事態等における通信量の増大や武力攻撃災害の発生等に対応して、侵害排除のために必要な通信体制を踏まえつつ、国民保護措置の実施を想定して必要な通信手段を確保するため、緊急かつ特別の必要があるときは、関係省庁や電気通信事業者との協力により、部外通信手段の優先的な利用・使用及び必要に応じて基地野外通信力の増強等に努めるとともに、支障が生じた情報通信設備・施設の応急復旧体制の構築に努める。その際、災害時の情報通信手段として確保しているものの活用や、非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### 3 関係機関との連携協力態勢の確立

#### (1) 対策本部等との連携協力態勢の強化

- ① 対策本部が設置された場合は、その要員としてあらかじめ指定された隊員を直ちに派遣するとともに、政府内での情報交換、連絡調整その他連携協力態勢の強化のため必要な場合には、各機関等から連絡官その他必要な隊員の派遣等を行う。
- ② 国民保護法第24条第2項の規定に基づき武力攻撃事態等現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）が設置された場合は、現地における国民保護措置の実施に係る情報交換、連絡調整その他連携協力態勢の強化のため、各機関等から連絡官その他必要な隊員の派遣等を行う。

現地対策本部長が、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を開催する場合は、当該派遣された隊員は、合同対策協議会に出席する。

#### (2) 地方公共団体との連携協力態勢の強化

- ① 都道府県対策本部及び市町村対策本部の会議への参加

ア 都道府県対策本部長からの、国民保護法第28条第7項の規定による、都道府県対策本部の会議への隊員の出席の求めは、総監等が受理することができる。ただし、総監等があらかじめ指定する場合又は通信手段の途絶等のため当該対策本部長が当該総監等と連絡がとれない場合においては、政令部隊等の長、当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は総監等が特に必要として指定する部隊等の長は、当該対策本部長からの依頼により、当該総監等に対し、当該対策本部長が会議への出席を求めていることその他所要の事項を伝達することができる（上記の部隊等の長を指定する場合は、当該総監等はその旨を関係都道府県知事にあらかじめ通知する。）。この求めを受理した総監等は、所要の調整を行った上で、その旨を速やかに順序を経て防衛大臣に進達しなければならない。この進達を受けた防衛大臣は、国民保護措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるときは、必要に応じて当該総監等の意見を聴取した上で、その指定する隊員を都道府県対策本部の会議に出席させる。

イ 地方防衛局長は、都道府県対策本部長からの国民保護法第29条第3項の規定による求めを受け、都道府県対策本部に地方防衛局の職員を派遣する場合は、その旨を防衛大臣に報告する。

通信手段の途絶等のため都道府県対策本部長から当該地方防衛局長に連絡がとれない場合においては、当該区域を担当区域とする地方協力本部長は、当該対策本部長からの依頼により、当該地方防衛局長に対し、当該対策本部長が派遣を求めていることその他所要の事項を伝達することができる。

ウ 市町村対策本部長からの、市町村対策本部の会議への隊員の出席の求めは、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村に設置された市町村協議会の委員に任命された隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区

域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官、地方防衛局にあつては当該区域を管轄区域とする地方防衛局長が受理し、所要の調整を行った上で、国民保護措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認める場合で可能な限りにおいて、適任と認める隊員を出席させる。これらの者に連絡がとれない場合の手續は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にあつてはアを、地方防衛局にあつてはイを準用する。

エ 地方公共団体の長から上記の求めがない場合において、総監等又は地方防衛局長は、地方公共団体との連絡調整を円滑かつ効果的に実施するために必要と考える場合には、所要の隊員を同会議に出席させることにつき、当該地方公共団体の長に申し入れることができる。

## ② 連絡官その他必要な隊員の派遣

ア 国民保護法第151条第1項の規定による地方公共団体の長等からの隊員（専門的知識・技能等を有する者等）の派遣の要請又は同法第152条第1項の規定による総務大臣からの防衛省の職員の派遣のあつせんは、国民保護法施行令第37条の規定によりそれぞれ準用される災害対策基本法施行令第15条又は第16条の規定に基づき必要な事項を記載した文書をもって、総監等又は地方防衛局長（以下「要請等受理者」という。）が受理することができる。当該要請又はあつせんを受けた防衛大臣は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める隊員を派遣する。この場合の手續（要請等受理者に連絡がとれない場合の対応を含む。）は、上記①アを準用する。

イ 部隊等の長は、地方公共団体との連絡調整を円滑かつ効果的に実施するために必要と考える場合には、当該地方公共団体の長の同意を得て、所要の隊員を連絡官として派遣することができる。

この場合において、必要があると認めるときは、当該部隊等の長は、当該区域を管轄区域とする地方防衛局長に対して、地方防衛局の職員の派遣につき協力を求めることができる。

## ③ 現地調整所における協力

市町村長又は都道府県知事が、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認め、現地調整所を設置した場合は、部隊等の長は、当該調整所に所要の隊員を派遣して、他の現地関係機関との緊密な連携・協力を努める。

この場合において、必要があると認めるときは、当該部隊等の長は、当該区域を管轄区域とする地方防衛局長に対して、地方防衛局の職員の派遣につき協力を求めることができる。

## 4 対策本部及び関係機関の態勢確立の支援

(1) 防衛大臣は、対策本部長又は指定行政機関の長からの要請があるときは、当該指定行政機関の担当者等による調査団、対策本部が派遣する政府調査団又は現地対策本部員に指名された者等の航空機等による輸送について支援するよう努める。

(2) (1) の他、防衛大臣は、関係機関からの要請を受けたときは、国民保護法

第147条又は第151条の規定等により、所要の指導・助言（専門的識能を有する隊員の派遣を含む。）や資器材の提供等を行い、その国民保護措置の実施態勢の確立を支援するよう努める。

### 第3章 防衛省・自衛隊が実施する国民保護措置に関する事項

#### 第1節 自衛隊による国民保護措置の実施手続等

- 1 都道府県知事からの国民保護法第15条第1項の規定による国民保護措置の実施のための部隊等の派遣の要請は、国民保護法施行令第3条の規定に基づき必要な事項を記載した文書等をもって、総監等が受理することができる。  
ただし、総監等があらかじめ指定する場合又は通信手段の途絶等のため都道府県知事が当該総監等に連絡がとれない場合においては、政令部隊等の長、当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は総監等が特に必要として指定する部隊等の長は、当該都道府県知事からの依頼により、当該総監等に対し、当該都道府県知事が派遣を要請していることその他所要の事項を伝達することができる（上記の部隊等の長を指定する場合は、当該総監等はその旨を関係都道府県知事にあらかじめ通知する。）。
- 2 市町村長からの国民保護法第20条第2項の規定による都道府県知事に対する部隊等の派遣の要請の求めができない旨等の連絡は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監（当該区域が別紙2に規定する地区総監の連絡調整担当区域である場合は地区総監）、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官が受理することができる。  
ただし、通信手段の途絶等のため市町村長がこれらの者に連絡がとれない場合においては、政令部隊等の長は、当該市町村長からの依頼により、上記の方面総監、地方総監、地区総監又は航空方面隊司令官に対し、当該市町村長が派遣の要請の求めに係る連絡をしていることその他所要の事項を伝達することができる。
- 3 1の派遣要請又は2の連絡を受理した者は、当該派遣要請又は連絡につき速やかに順序を経て防衛大臣に進達するとともに、要すれば関係ある部隊等の長に対し1の派遣要請又は2の連絡があった旨の通報その他所要の措置をとる。防衛大臣は、2の連絡につき進達された場合は、速やかにその内容を対策本部長に報告する。
- 4 防衛大臣は、上記の要請を受け、事態やむを得ないと認める場合又は対策本部長から国民保護法第15条第2項の規定による求めがあった場合は、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊法第77条の4の規定により所要の部隊等に国民保護等派遣を命ずる。
- 5 防衛大臣は、自衛隊法第76条第1項の規定による防衛出動又は第78条第1項若しくは第81条第2項の規定による治安出動が命ぜられている場合において、自衛隊法第86条の規定による都道府県知事からの支援の依頼を受け、必要と判断する場合や、事態対処法第14条第1項の規定による、対処基本方針に基づく、対策本部長の総合調整の結果行うこととされる場合には、当該出動を命ぜられた部隊等の全部又は一部をもって、国民保護措置を実施させる。
- 6 防衛大臣は、国民保護法第88条第2項（救援）、第97条第5項（武力攻撃災害



への対処)、第102条第8項(生活関連等施設の安全確保)、第105条第9項(武力攻撃原子力災害への対処)又は第107条第1項(放射性物質等による汚染の拡大の防止)に規定される措置について、対処基本方針に基づき、内閣総理大臣の指揮を受ける場合は、4の対策本部長からの求めによる国民保護等派遣を命じた部隊等若しくは5の防衛出動又は治安出動を命ぜられた部隊等(当該部隊等がない場合は当該出動を命ぜられた上で)に対し、所要の国民保護措置を実施させる。

7 国民保護措置の実施に関し、指定行政機関との連絡調整が必要な場合は、基本的には対策本部(現地対策本部が設置された場合は同本部)において実施し、地方公共団体との連絡調整が必要な場合は、第2節で定めるもののほか、都道府県・市町村対策本部の会議や当該団体に派遣された連絡官を通じて的確かつ迅速に実施する。

特に、陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上が活動する場合は、統一的な連絡先の設定・通知や連絡官の派遣等により、関係地方公共団体との連絡調整の効率化に留意する。

8 都道府県知事からの要請により国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の撤収の要請は、1の要請を受理した者又は派遣された部隊等の指揮官を経由して、これを受領する。この場合の手続は、国民保護法施行令第3条に規定する手続を準用する。

## **第2節 自衛隊が行う国民保護措置の内容等**

### **1 住民の避難に関する措置**

#### **(1) 基本的考え方**

- ① 住民避難の支援に当たっては、武力攻撃事態の態様による避難の形態の違い(一般的には、着上陸侵攻の場合は先行避難、ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合は武力攻撃の排除と並行した避難、弾道ミサイルによる攻撃の場合は当初の屋内避難及び着弾後の弾頭の種類に応じた避難になると予想される。)に応じて、要避難地域に所在する部隊のほかに、他の地域に所在する部隊の派遣や即応予備自衛官及び予備自衛官の活用等を総合的に考慮して、その的確かつ迅速な実施に努める。
- ② 住民避難が必要となる場合において、実施部隊等の長は、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、関係機関(関係市町村、関係都道府県、都道府県警察、消防機関等)から調整を受けた場合には、自衛隊の侵害排除措置との関係も考慮に入れ、自衛隊から当該団体に派遣された連絡官等を通じて、十分に調整する。
- ③ 離島(沖縄県を含む。)など住民避難のための運送手段に制約がある場合は、関係機関(関係都道府県、関係市町村、国土交通省、海上保安庁、都道府県警察等)と調整しつつ、保有する輸送手段の活用により、可能な限り避難住民の運送を支援する(そのため、平素から関係機関による避難住民の運送体制の整備に協力する。)
- ④ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号)に基づき、特定の地域における道路、港湾施設、飛行場施設等の利用に関する指針が策定される場合においては、当該地域における部隊等の侵害排除のためのニーズのほかに住民避難の支援状況等も踏まえて所要の調整を行う。

## (2) 警報の発令や避難の指示等に資する情報の収集・提供

① 防衛省・自衛隊は、武力攻撃事態等において、政府として国民に対する警報の発令や避難措置の指示を的確かつ迅速に実施するため、関係機関と連携しつつ、武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び分析に努める。

防衛大臣は、国民保護措置の実施に関し必要な命令を発するに際しては、これらの収集した情報のうち、事態の推移、武力攻撃排除措置の状況、他の関係機関の活動状況、国民に及ぶと予想される危険の状況その他の諸状況等を十分に勘案する。

これらの入手した情報のうち必要なものについては、情報保全に留意しつつ、統合幕僚監部参事官付を通じて直ちに対策本部に報告するよう努めるとともに、統合幕僚監部運用部運用第1課を通じて関係する部隊等に迅速に伝達するよう留意する。また、都道府県対策本部及び市町村対策本部の会議に出席する隊員や連絡官を通じて、情報保全に留意しつつ、都道府県及び市町村が行う国民保護措置の円滑な実施に資する情報の提供に努める。

② 防衛省・自衛隊は、特に弾道ミサイル攻撃の場合には、弾道ミサイルの発射の情報を対策本部等に速やかに提供する。

③ 病院等隊員以外の者が利用する施設の管理者である部隊等の長は、警報が発令されたり施設が所在する地域の住民に対し避難の指示が出された場合には、当該者の避難に係る措置その他所要の措置をとる必要性に鑑み、当該者に対し、警報の内容や避難の指示について迅速に伝達する。

## (3) 市町村による避難実施要領作成への協力

① 市町村長による国民保護法第61条第1項の規定に基づく避難実施要領の作成に当たり、意見を求められた場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村に設置された市町村協議会の委員に任命された隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監（当該区域が別紙2に規定する地区総監の連絡調整担当区域である場合は地区総監）、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官が自ら意見を述べ、又はその指定する部隊等の長に意見を述べさせる（これらの者に連絡がとれない場合の対応は第3章第1節2に準ずる。）。

② ①において、当該避難実施要領が地方防衛局が実施する国民保護措置等に関係がある内容（在日米軍の施設・区域内の通行等）を含む場合は、上記部隊等の長が意見を述べるに際し、当該区域を管轄区域とする地方防衛局長に協議する（ただし、これは当該市町村長が当該地方防衛局長に直接協議することを妨げない。）。

③ ①及び②の手続を経て、当該市町村長が避難実施要領を定めたときは、当該市町村の区域を担当する地方協力本部長が通知を受け、防衛大臣が別に定める部隊等の長にその内容を通知する。

## (4) 避難住民の誘導、運送等

① 避難住民の誘導を命ぜられた実施部隊等の長は、国民保護法第64条の規定に基づき関係市町村長との協議等を行った上で、関係機関（市町村、都道府県、消防機関、都道府県警察、管区海上保安本部等）と連携して、必要な誘導を行う。

② 実施部隊等である政令部隊等の長は、国民保護法第63条の規定により市町

村長又は都道府県知事から要請を受けた場合は、同法第64条の規定に基づき関係市町村長との協議等を行った上で、関係機関（関係市町村、関係都道府県、消防機関、都道府県警察、管区海上保安本部等）と連携して、避難住民の誘導を行う。

ただし、当該避難住民の誘導が既に命ぜられた国民保護措置に含まれない場合又は他の任務との関係で実施できない場合は、当該政令部隊等の長は、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官に連絡する（これらの者が自ら要請を受理した場合を除く。）。当該連絡を受けた者及び共同の部隊の長は、指揮下にある適切な部隊等に当該避難住民の誘導を命じ、又は新たな命令が必要な場合は第3章第1節の手續に従い防衛大臣に進達する。

- ③ 実施部隊等は、指定公共機関等の運送能力が不足した場合等において、防衛大臣の命令により、自ら保有する輸送手段（艦船、航空機、車両等）により、安全の確保に十分配慮し、避難住民（自ら避難することが困難な者を含む。）の運送を実施する。
- ④ NBC攻撃の状況下で①、②又は③を行う実施部隊等の長は、隊員に対して、防護衣の着用等その安全確保のための措置を講じさせるとともに、避難住民に対し、攻撃手段の特性に応じて被害を局限するために必要な指示（応急の防護方法、臨時の避難先施設等）を適切に行う。
- ⑤ 避難住民の誘導や運送に際しては、実施部隊等の長は、避難住民の安全確保のため、潜行したゲリラや武装工作員の識別、安全な経路の選定等に関して、必要に応じ、関係機関（関係市町村、都道府県警察等）との連携協力を努める。

#### **（5）在日米軍施設等の所在地域における住民の避難**

- ① 在日米軍の施設・区域の所在する区域を管轄する地方防衛局長は、当該施設・区域が所在する地方公共団体の長から、住民の避難に際して、同施設・区域の通行その他避難の実施要領や経路等に関して当該在日米軍との調整を要請された場合は、速やかに所要の調整を行い、その結果を当該地方公共団体の長に連絡する（このため、平素から関係機関及び地方公共団体と住民の避難のあり方について密接な連携を図るものとする。）。
- ② 防衛省・自衛隊が管理する駐屯地、基地その他の施設（以下「駐屯地等」という。）が所在する地方公共団体の長から、住民の避難のために当該駐屯地等内の通行等を要請された場合は、当該要請に係る許可等の権限を有する者は、速やかに所要の調整及び手続を実施する（このため、平素から関係機関及び地方公共団体と住民の避難の在り方について密接な連携を図るものとする。）。
- ③ 地方防衛局長等は、地方公共団体の長から、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第5条第2項の規定により国が買い入れた土地（以下「周辺財産」という。）について、住民の避難のために当該周辺財産の使用等を要請された場合は、速やかに所要の調整及び手続を実施する。このため、平素から関係機関及び地方公共団体と住民の避難の在り方について密接な連携を図るものとする。

## 2 避難住民等の救援に関する措置

### (1) 基本的な考え方

都道府県知事が行う避難住民等の救援につき、その支援に当たっては、武力攻撃事態の態様により違いはあるものの、基本的には自衛隊の主任務である武力攻撃の排除措置又は更なる攻撃への警戒活動と並行して実施されることに鑑み、避難住民等の人命救助関係の措置を中心として、関係機関（関係都道府県、関係市町村、都道府県警察、消防機関、厚生労働省、指定公共機関等）と連携しつつ、避難先地域等に所在する部隊のほか、他の地域に所在する部隊の派遣や即応予備自衛官及び予備自衛官の活用等を総合的に考慮して、その的確かつ迅速な実施に努める。

### (2) 具体的内容

実施部隊等が行う救援活動の支援の具体的内容は、都道府県知事との調整又は対策本部長からの求めの内容等に基づき、被害状況、関係機関の活動状況、実施部隊等の人員・装備等の状況、武力攻撃の排除措置への影響等を総合的に勘案して、防衛大臣が決定するが、基本的には次のようになる。

- ① 行方不明者や負傷者の捜索・救出、病人・負傷者に対する応急医療の提供（自衛隊病院での措置を含む。）など、人命救助関係の措置を中心とする。  
また、この関連で、対策本部長からの求めに応じ、又は関係省庁（厚生労働省、文部科学省）、指定公共機関（国立病院機構、日本赤十字社等）若しくは地方公共団体の長からの依頼に基づき、救護班の緊急輸送、傷病者の搬送又は医薬品等の緊急運送を実施する。特に、化学剤による汚染が確認された場合は、隊員に対して防護衣の着用等その安全確保のための措置を十分に講じさせた上で、使用された化学剤の特性に応じた応急医療等（患者の除染及び適切な医療機関への緊急搬送等）を実施する。
- ② ①の他に、離島等で避難中の住民が孤立化したり、避難住民等が大量となり関係都道府県等の対応能力を超える場合等においては、避難住民等に対し、炊き出し及び飲料水の供給、救援物資等の緊急運送、生活必需品の貸与等（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）第13条及び第14条）その他生活支援関係の措置を実施する。
- ③ 上記の他、法令に基づき要請を受けた内容で自衛隊の能力により対処可能なものについては、必要に応じて臨機に対応する。

### (3) 防衛省に属する施設の使用

防衛省に属する土地、建物その他の施設を管理する国有財産部局長は、地方公共団体の長から、避難住民等に対する収容施設の供与その他の救援に活用するため、自らが管理する施設の使用の申請を受けた場合は、速やかに国有財産法（昭和23年法律第73号）その他の関係法令等に基づく所要の手続を経て、使用の適否につき判断を行い、その結果を当該地方公共団体の長に通知する。また、当該使用を早急に実現するため、関係法令等に基づく所要の手続の特例措置（口頭処理、事後的処理等）について、あらかじめ関係機関との間で調整を行うものとする。

### (4) 安否情報等の収集

- ① 実施部隊等の長は、武力攻撃事態等に至ったときに、保有する安否情報を、市町村長が都道府県知事に対して報告する方法に準じて、速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑

に実施されるよう協力に努める。その際、個人情報の保護に十分な配慮を行う。

- ② ①の協力をする場合は、当該実施部隊等の長は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するとともに、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努める。

#### (5) 赤十字標章等の交付等

実施部隊等の隊員で医療等に係る業務に従事する者に対しては、関連するジュネーブ諸条約等の規定を実施するため、別途定める基準、手続等により、赤十字標章又は身分証明書を必要に応じ交付し、使用を許可する。

### 3 武力攻撃災害への対処に関する措置

#### (1) 基本的考え方

- ① 武力攻撃災害への対処については、基本的には、同災害が著しく大規模である場合や、危険物質や放射線に係るためその対処に専門能力を有する人員や特別な装備品・資器材が必要である場合など、国が主体的に対処すべき又は都道府県知事等が自ら対処することが困難な場合に実施する。
- ② 本対処に当たっては、武力攻撃事態の態様により違いはあるものの、基本的には自衛隊の主任務である武力攻撃の排除措置又は更なる攻撃への警戒活動と並行して実施されることに鑑み、関係機関（関係市町村、関係都道府県、消防機関、警察機関、原子力規制庁、経済産業省、文部科学省等）と密接に連携し、自衛隊の特性や専門能力を活用した人命救助関係や危険物質等への対処関係を中心に、被災地域における所在部隊のほか、他地域の部隊（NBC防護の専門部隊を含む。）の派遣や即応予備自衛官及び予備自衛官の活用等を総合的に考慮して、その的確かつ迅速な実施に努める。
- ③ 防衛省・自衛隊が管理する施設等につき、武力攻撃を受けた場合の災害の防除・軽減のために必要な措置を講ずる。

#### (2) 具体的内容

実施部隊等が行う武力攻撃災害への対処の具体的内容は、被災の状況、関係機関の活動状況、都道府県知事からの要請内容や対策本部長から求められる内容、実施部隊等の人員・装備等の状況、武力攻撃の排除措置への影響等を総合的に勘案して、防衛大臣が決定するが、基本的には次のようになる。

- ① 被災地及びその周辺において、状況に適した手段（航空機、艦艇、専用車両等）を用いて、被害状況の確認（放射能や危険物質の有無及び種類の特定を含む。）やモニタリング支援（要員・機材を搭載して運航）を実施する。
- ② 被災地における行方不明者、負傷者、被災者の捜索・救出、負傷者や被災者に対する応急医療の提供など、人命救助関係の措置を実施する。また、この関連で、避難住民等の救援の支援の場合と同じく、対策本部長の求めに応じ又は関係機関の長からの依頼に基づき、救護班や専門家の緊急輸送、傷病者や被災者の搬送、医薬品等の緊急運送を実施する。
- ③ 災害による被害の拡大を防ぐため、周辺住民の退避の支援や、消火、水防、危険物（不発弾等）の保安・除去等を実施する。
- ④ 放射性物質、生物剤、化学物質等による汚染・被ばくが確認された場合は、

人命救助及び被害の拡大防止のため、関係機関（都道府県警察、消防機関、厚生労働省、文部科学省等）とともに専門能力を活用して、汚染・被ばくした人員や施設等の除染等を、能力的に可能な限り実施する。また、この関連で、関係機関からの依頼に基づき、対処に必要な専門家や機材の緊急輸送を実施する。

- ⑤ 上記の他、法令に基づき要請を受けた内容で自衛隊の能力により対処可能なものについては、必要に応じて臨機に対応する。

### **(3) 武力攻撃原子力災害やNBC攻撃による災害への対処**

- ① 武力攻撃原子力災害が発生した場合は、関係機関（文部科学省、経済産業省、原子力規制庁、消防機関、警察機関等）と密接に連携し、その応急対策（原子炉の運転停止、放射性物質の除去等）の実施状況を見つつ、再攻撃を警戒するとともに、速やかにNBC防護の専門部隊を派遣するなど、自衛隊の特性・能力を発揮して、状況に応じ可能な範囲で（2）に掲げた人命救助及び被害の拡大防止に当たる。

その際には、実施部隊等の長は、隊員に対して、防護衣の着用等その安全確保のための措置を十分に講じさせる。

- ② 弾道ミサイルが着弾した場合や被災状況から放射性物質・生物剤・化学剤等が使用された疑いのある場合においては、都道府県警察や消防機関等と連携して、専門部隊の派遣等により着弾地や被災地等の情報収集・調査を行い、危険物質の有無及び種類を判定する。その上でNBC攻撃による武力攻撃災害であると認定された場合は、関係機関（厚生労働省、消防機関、警察機関等）と密接に連携し、その活動状況を見つつ、基本的には①と同様に、人命救助及び被害の拡大防止に当たる。

その際には、実施部隊等の長は、隊員に対して、防護衣の着用やワクチンの接種等その安全確保のための措置を十分に講じさせる。

### **(4) 生活関連等施設の安全確保**

- ① 防衛大臣は、国民保護法第102条第4項の規定に基づき、他の指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長から、その管理に係る生活関連等施設の安全確保のための支援を求められ、又は地方公共団体の長からの同旨の求めを第3章第1節に定める手続に準じた手続を経て伝達された場合は、所要の部隊等に支援（指導・助言、連絡体制の強化、資器材の提供、隊員の派遣等）を実施させるよう努める。生活関連等施設の管理者からの同旨の求めを、当該施設を所管する関係機関の長を通じて受領した場合も、同様とする。

- ② 武力攻撃災害の予防及び被災後の被害拡大防止のため、国民保護法第102条第8項の規定により、対処基本方針に基づき、内閣総理大臣から危険の防除、周辺住民の避難その他生活関連等施設の安全確保に関し必要な措置を講ずることについて、指揮を受けた場合には、防衛大臣は、他の関係機関が行う措置（施設及び周辺の警備の強化、危険の防除、周辺住民の退避、立入制限区域の指定等）の実施状況を見つつ、（2）に掲げたもののうち所要の措置等を実施部隊等を実施させる。

（ただし、国民保護等派遣を命ぜられた実施部隊等の行う措置については、施設及び周辺の警備など治安の維持に係るものを除く。）

- ③ このほか、武力攻撃事態等において、着上陸侵攻やゲリラ・特殊部隊による攻撃等が予想され、部隊等に防衛出動又は治安出動が命ぜられた場合にお

いて、防衛大臣は、必要と判断したとき（②の指揮を受けた場合を含む。）は、当該部隊等に、都道府県警察及び管区海上保安本部と連携し、生活関連等施設の警護を実施させることができる。

#### **（５）自ら管理する施設等に係る武力攻撃災害の防止**

部隊等の長は、武力攻撃災害の発生又はその拡大の防止のため、関係規則等に従い、自ら管理する生活関連等施設及び危険物質等（弾薬、燃料、化学物質等）の安全確保措置を強化（警備の強化、施設・設備の点検等）する。

### **４ 応急の復旧等に係る措置等**

#### **（１）防衛省の所管する施設及び設備に関して行う応急の復旧**

部隊等の長は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害の発生後速やかに、管理する施設及び設備のうち、国民生活への影響が大きいものその他国民保護措置の実施の上で重要なもの（飛行場等）について、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、機能の回復及び危険物貯蔵施設等における被害の拡大防止を最優先に応急の復旧のため必要な措置を講ずる。

#### **（２）都道府県知事等からの要請に基づく応急の復旧**

防衛大臣は、都道府県知事等又は（所管する指定行政機関の長を通じて）指定公共機関から、第３章第１節に定める手続又はこれに準じた手続を経て、その実施する応急復旧措置につき支援を求められた場合は、所要の部隊等により、危険ながれきの除去、道路や滑走路の応急補修等についての支援を可能な限り実施させる。

この場合において、地方防衛局長は、当該部隊等の長から当該支援に関する助言その他の技術的支援の要請があった場合には、可能な限り所要の協力に努める。

#### **（３）武力攻撃災害の復旧**

防衛省・自衛隊は、武力攻撃事態の終結後における武力攻撃災害の復旧に関し、本格的な復旧に向けた法制の整備その他所要の態勢が整うまでの間においては、政府全体の方針に従い、必要に応じ可能な限り協力を努める。

### **５ 国民に対する協力の要請**

（１）実施部隊等における自衛官は、避難住民の誘導に際し、必要に応じ、避難住民その他の者に対して、誘導に必要な援助について協力（避難住民を誘導する者と一体となつての同住民の誘導、体の不自由な者等の避難の援助、誘導に必要な情報の提供等）を要請できる。また、武力攻撃災害への対処に際し、緊急の必要がある場合には、当該被災地の区域内の住民に対して、対処に必要な援助について協力（消火のための水の運搬、負傷者を搬送するための車両の運転、被災者の救助のための資器材の提供、災害対処に必要な情報の提供等）を要請できる。

（２）上記の要請は、緊急の必要がある場合を除き、当該実施部隊等の指揮官の指揮の下で行う。この場合においては、当該指揮官は、協力する者の安全確保のために十分な措置をとる。

（３）上記の場合において、協力する者に対しては、必要に応じ、別途定める基準、手続等により、国民保護法第158条第１項の特殊標章又は身分証明書を交付する。

## 第4章 緊急処理事態への対処に関する事項

### 第1節 緊急対処保護措置の実施に係る基本的な方針等

#### 1 緊急対処保護措置の実施に係る基本的考え方

(1) 緊急処理事態においては、同事態における攻撃への対処（予防や鎮圧措置等）については、事態の態様にもよるが基本的には都道府県警察や海上保安庁が実施することになり、防衛省・自衛隊は、必要に応じて、これら警察機関による攻撃への対処に係る支援を実施することが想定される。このため、防衛省・自衛隊は、その機能及び国民からの期待に鑑み、国民保護等派遣を命ぜられた部隊等により可能な限り緊急対処保護措置を実施することを基本とする。

さらに、当該攻撃が警察機関の対処能力を超える場合には、治安出動や海上警備行動が発令され、自衛隊が警察機関と連携しつつ自ら同攻撃に対処することも想定される。この場合においても、防衛省・自衛隊は、攻撃への対処と並行して、国民保護等派遣を命ぜられた部隊等により又は治安出動を命ぜられた部隊等をもって、可能な限り緊急対処保護措置を実施することを基本とする。

これらのいずれの場合においても、当該緊急処理事態が、じ後武力攻撃事態へとつながる可能性を考慮する必要がある。

(2) 緊急処理事態の事態例としては、基本指針において想定されたとおり、攻撃対象施設や攻撃手段の種類により、原子力事業所や石油コンビナート等の破壊、大規模集客施設やターミナル駅等の爆破、生物剤や化学剤の大量散布、弾道ミサイル等の飛来等が考えられる。これらの事態において、自衛隊が実施可能な緊急対処保護措置の具体的な内容等は、国民保護措置と同じく一概には言えないが、基本的には武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃及び弾道ミサイル攻撃等への対処と類似していると考えられる。これに関し基本的な考え方を示せば、以下のとおりである。

① 攻撃対象が、危険物質等を取り扱う等の理由により破壊されれば周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設の場合には、関係機関（関係市町村、関係都道府県、都道府県警察、消防機関等。以下この章において同じ。）と連携して、施設に所在する人員の人命救助活動等を行うとともに、周辺地域において可能な限り早期に住民の避難の支援その他被害の影響の局限化のための措置を実施する。特に山間部や離島等では、自衛隊の機動力等を有効に活用する。

② 攻撃対象が、公共交通機関や不特定多数の者の出入りが自由である施設等の場合には、関係機関と連携して、被災施設等に所在する不特定多数の人員の人命救助活動を中心に、その避難・救援や災害への対処を迅速に行う。また、周辺地域の住民に被害が及ぶ場合は、その避難・救援を可能な限り迅速に実施する。

③ ダーティボムや生物剤、化学剤等による攻撃に関しては、一般に被害が広範囲かつ大規模になるとともに、その特性に応じてNBC防護の専門部隊による対応が必要となる。かかる場合には、関係機関と密接に連携して、速やかに所要のNBC防護の専門部隊を派遣し、情報収集、原因物質や汚染地域の迅速な特定、施設や被災者の適切な除染、適切な医療機関への負傷者の搬送等を実施する。

④ このほか、部隊等に治安出動が命ぜられた場合において、生活関連等施設



の管理者や指定行政機関の長等からその安全確保のため支援を求められ防衛大臣が必要と判断する場合や内閣総理大臣から当該施設の安全確保に関し必要な措置を講ずるよう指揮を受けた場合は、当該部隊等により、警察機関と連携し、当該施設の警護を実施することもある。

## 2 緊急対処保護措置の実施における全般的な留意点

自衛隊による緊急対処保護措置の実施に当たっては、国民保護措置と同じく、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、全般的に第1章第2節に規定する事項に留意して行わなければならない。

### **第2節 防衛省・自衛隊が実施する緊急対処保護措置に関する事項**

#### 1 緊急対処保護措置の実施態勢の確立

##### (1) 中央における実施態勢の確立

防衛省・自衛隊は、緊急対処事態における緊急対処保護措置を含めた対処については、武力攻撃事態等における対処と同じく、平素からの態勢や措置の活用を基本とし、防衛会議の開催や各機関等の主管部署における要員の増強その他所要の措置により、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施する態勢を確立する。

##### (2) 部隊等における実施態勢や関係機関との連携協力態勢の確立等

防衛省・自衛隊は、第2章第2節2、3及び4の規定に準じて、部隊等における即応体制の確立、情報収集態勢の確立、地方公共団体との連携協力態勢の強化等を行い、緊急対処事態への的確かつ迅速な対応に努める。

## 2 防衛省・自衛隊が実施する緊急対処保護措置に関する事項

防衛省・自衛隊が実施する緊急対処保護措置の実施方法及び内容については、次のような基本的考え方の下、第3章に規定された国民保護措置の実施に係る手続や内容等に準じて的確かつ迅速に対応することとする。

(なお、諸般の情勢等を踏まえ、じ後において武力攻撃事態であることの認定が行われた場合には、第3章に規定された手続や内容により、国民保護措置として所要の活動を継続的に実施することとする。)

#### (1) 住民の避難に関する措置

① 住民避難の支援に当たっては、緊急対処事態の態様による避難の対象者や形態の違いに応じて、時間的余裕も考慮しつつ、必要に応じて他地域からの所要部隊の派遣等も含めて、関係機関と密接に連携し、的確かつ迅速な実施に努める。

② 山間部や離島など住民避難のための輸送手段に制約がある場合は、関係地方公共団体や関係省庁と調整しつつ、保有する輸送手段（回転翼航空機、輸送艦等）の活用により、可能な限り避難住民の運送を支援する。

#### (2) 避難住民等の救援に関する措置

① 避難住民等の救援の支援に当たっては、関係機関と密接に連携し、基本的には被災施設に所在する者や周辺住民の人命救助関係の措置（捜索・救出、応急医療の提供等）を中心に、避難住民が大量となり関係機関の対応能力を超える場合等においては生活支援関係の措置（炊き出し・飲料水の供給等）も含めて、的確かつ迅速な実施に努める。

- ② 放射能や危険物質の影響下での活動が必要な事態においては、実施部隊等の隊員に防護衣の着用等十分な防護措置を講じさせるとともに、必要に応じてNBC防護の専門部隊を派遣して対応する。

### **(3) 緊急対処事態における災害への対処に関する措置**

- ① 緊急対処事態における災害への対処に当たっては、事態により差異はあるが一般に多数の死傷者と広域にわたる被害の発生が予想されることから、被災者の人命救助関係（捜索・救出、応急医療の提供等）及び被害の拡大防止（消火等）関係の措置を基本としつつ、要請等に応じてモニタリング支援、施設の除染、危険物の除去、土石等の除去等の措置の的確かつ迅速な実施に努める。
- ② 放射能や危険物質の影響下での活動が必要な事態においては、実施部隊等の隊員に防護衣の着用等十分な防護措置を講じさせるとともに、必要に応じてNBC防護の専門部隊を派遣して対応する。

### **(4) 応急の復旧等に関する措置**

都道府県知事等から、その実施する緊急対処事態における災害による被害の応急復旧措置につき支援を求められた場合は、所要の部隊等により、危険な瓦れきの除去等についての支援を可能な限り実施する。

また、緊急対処事態の終結後における緊急対処事態における災害の復旧に関し、本格的な復旧に向けた法制の整備その他所要の態勢が整うまでの間においては、政府全体の方針に従い、必要に応じ可能な限り協力に努める。

### **(5) 国民に対する協力の要請**

- ① 実施部隊等における自衛官は、避難住民の誘導や緊急対処事態における災害への対処に際し、必要に応じ、避難住民、被災地の区域内の住民その他の者に対して、誘導や災害への対処に必要な援助について協力を要請できる。
- ② 上記の要請は、緊急の必要がある場合を除き、当該実施部隊等の指揮官の指揮の下で行う。この場合においては、当該指揮官は、協力する者の安全確保のために十分な措置をとる。

(別紙1)

## 防衛省の主要機関における主管部署

機 関 名	部 署 名	所 在 地	連 絡 先
内部部局	防衛政策局運用政策課	東京都新宿区市谷本村町5-1	03(3268)3111 (代表)
統合幕僚監部	運用部運用第1課 ・参事官付	東京都新宿区市谷本村町5-1	03(3268)3111 (代表)
陸上幕僚監部	監理部総務課	東京都新宿区市谷本村町5-1	03(3268)3111 (代表)
海上幕僚監部	防衛部運用支援課	東京都新宿区市谷本村町5-1	03(3268)3111 (代表)
航空幕僚監部	運用支援・情報部 運用支援課	東京都新宿区市谷本村町5-1	03(3268)3111 (代表)
情報本部	計画部情報調整課	東京都新宿区市谷本村町5-1	03(3268)3111 (代表)
防衛監察本部	総務課	東京都新宿区市谷本村町5-1	03(3268)3111 (代表)
防衛大学校	総務部総務課	神奈川県横須賀市走水1-10-20	046(841)3810
防衛医科大学校	総務部総務課	埼玉県所沢市並木3-2	04(2995)1211
防衛研究所	企画部総務課	東京都新宿区市谷本村町5-1	03(3268)3111
北海道防衛局	企画部地方調整課	北海道札幌市中央区大通西12(札幌第3合同庁舎)	011(272)7571
東北防衛局	企画部地方調整課	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15(仙台第3合同庁舎)	022(297)8212
北関東防衛局	企画部地方協力確保課	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)	048(600)1800 (代表)
南関東防衛局	企画部地方調整課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57(横浜第2合同庁舎)	045(211)7102
近畿中部防衛局	企画部地方調整課	大阪府大阪市中央区大手前4-1-67(大阪合同庁舎第2号館)	06(6945)4956
中国四国防衛局	企画部地方調整課	広島県広島市中区上八丁堀6-30(広島合同庁舎4号館)	082(223)8324
九州防衛局	企画部地方調整課	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7(福岡第2合同庁舎)	092(483)8816
沖縄防衛局	企画部地方協力確保課	沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9	098(921)8131 (代表)
防衛装備庁	長官官房総務官付	東京都新宿区市谷本村町5-1	03(3268)3111 (代表)

## 武力攻撃事態等において地方公共団体との連絡調整を担当する部隊等の長

区 域	区分	部隊等の長名及び窓口	所 在 地	電話番号
北海道	陸自	北部方面総監 (防衛部)	〒064-8510 札幌市中央区南26条西10丁目	(011) 511-7116 内線2311 (当直2576)
	海自	大湊地区総監 (防衛室)	〒035-8511 むつ市大湊町4-1	(0175) 24-1111 内線2478 (当直2222)
	空自	北部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒033-8604 三沢市後久保125-7	(0176) 53-4121 内線2354 (当直2204)
青森県	陸自	東北方面総監 (防衛部)	〒983-8580 仙台市宮城野区南目館1-1	(022) 231-1111 内線2862 (当直2723)
	海自	大湊地区総監 (防衛室)	〒035-8511 むつ市大湊町4-1	(0175) 24-1111 内線2478 (当直2222)
	空自	北部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒033-8604 三沢市後久保125-7	(0176) 53-4121 内線2354 (当直2204)
岩手県	陸自	東北方面総監 (防衛部)	〒983-8580 仙台市宮城野区南目館1-1	(022) 231-1111 内線2863 (当直2833)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	北部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒033-8604 三沢市後久保125-7	(0176) 53-4121 内線2354 (当直2204)

宮城県	陸自	東北方面総監 (防衛部)	〒983-8580 仙台市宮城野区南目館1-1	(022) 231-1111 内線2863 (当直2833)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
秋田県	陸自	東北方面総監 (防衛部)	〒983-8580 仙台市宮城野区南目館1-1	(022) 231-1111 内線2863 (当直2833)
	海自	舞鶴地方総監 (防衛部)	〒625-8510 舞鶴市字余部下1190	(0773) 62-2250 内線2222 (当直2223)
	空自	北部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒033-8604 三沢市後久保125-7	(0176) 53-4121 内線2354 (当直2204)
山形県	陸自	東北方面総監 (防衛部)	〒983-8580 仙台市宮城野区南目館1-1	(022) 231-1111 内線2863 (当直2833)
	海自	舞鶴地方総監 (防衛部)	〒625-8510 舞鶴市字余部下1190	(0773) 62-2250 内線2222 (当直2223)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
福島県	陸自	東北方面総監 (防衛部)	〒983-8580 仙台市宮城野区南目館1-1	(022) 231-1111 内線2863 (当直2833)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)

茨城県	陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048) 460-1711 内線2426 (当直2791)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
栃木県	陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048) 460-1711 内線2426 (当直2791)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
群馬県	陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048) 460-1711 内線2426 (当直2791)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
埼玉県	陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048) 460-1711 内線2426 (当直2791)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)

千葉県	陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048) 460-1711 内線2426 (当直2791)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
東京都	陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048) 460-1711 内線2426 (当直2791)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
神奈川県	陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048) 460-1711 内線2426 (当直2791)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
新潟県	陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048) 460-1711 内線2426 (当直2791)
	海自	舞鶴地方総監 (防衛部)	〒625-8510 舞鶴市字余部下1190	(0773) 62-2250 内線2222 (当直2223)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)

富山県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	舞鶴地方総監 (防衛部)	〒625-8510 舞鶴市字余部下1190	(0773) 62-2250 内線2222 (当直2223)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
石川県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	舞鶴地方総監 (防衛部)	〒625-8510 舞鶴市字余部下1190	(0773) 62-2250 内線2222 (当直2223)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
福井県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	舞鶴地方総監 (防衛部)	〒625-8510 舞鶴市字余部下1190	(0773) 62-2250 内線2222 (当直2223)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
山梨県	陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048) 460-1711 内線2426 (当直2791)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)



長野県	陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048) 460-1711 内線2426 (当直2791)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
岐阜県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
静岡県	陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048) 460-1711 内線2426 (当直2791)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
愛知県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)

三重県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
滋賀県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	舞鶴地方総監 (防衛部)	〒625-8510 舞鶴市字余部下1190	(0773) 62-2250 内線2222 (当直2223)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
京都府	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	舞鶴地方総監 (防衛部)	〒625-8510 舞鶴市字余部下1190	(0773) 62-2250 内線2222 (当直2223)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
大阪府	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)

兵庫県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
		舞鶴地方総監 (防衛部)	〒625-8510 舞鶴市字余部下1190	(0773) 62-2250 内線2222 (当直2223)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
奈良県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)
和歌山県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
	空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131 内線2233 (当直2204)

鳥取県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	舞鶴地方総監 (防衛部)	〒625-8510 舞鶴市字余部下1190	(0773) 62-2250 内線2222 (当直2223)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)
島根県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	舞鶴地方総監 (防衛部)	〒625-8510 舞鶴市字余部下1190	(0773) 62-2250 内線2222 (当直2223)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)
岡山県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)
広島県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)

山口県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
		佐世保地方総監 (防衛部)	〒857-0056 佐世保市平瀬町18	(0956) 23-7111 内線3225 (当直3222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)
徳島県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)
香川県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)

愛媛県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)
高知県	陸自	中部方面総監 (防衛部)	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 内線2862 (当直2259)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)
福岡県	陸自	西部方面総監 (防衛部)	〒862-0901 熊本市東町1-1-1	(096) 368-5111 内線2862 (当直2391)
	海自	佐世保地方総監 (防衛部)	〒857-0056 佐世保市平瀬町18	(0956) 23-7111 内線3225 (当直3222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)
佐賀県	陸自	西部方面総監 (防衛部)	〒862-0901 熊本市東町1-1-1	(096) 368-5111 内線2862 (当直2391)
	海自	佐世保地方総監 (防衛部)	〒857-0056 佐世保市平瀬町18	(0956) 23-7111 内線3225 (当直3222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)

長崎県	陸自	西部方面総監 (防衛部)	〒862-0901 熊本市東町1-1-1	(096) 368-5111 内線2862 (当直2391)
	海自	佐世保地方総監 (防衛部)	〒857-0056 佐世保市平瀬町18	(0956) 23-7111 内線3225 (当直3222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)
熊本県	陸自	西部方面総監 (防衛部)	〒862-0901 熊本市東町1-1-1	(096) 368-5111 内線2862 (当直2391)
	海自	佐世保地方総監 (防衛部)	〒857-0056 佐世保市平瀬町18	(0956) 23-7111 内線3225 (当直3222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)
大分県	陸自	西部方面総監 (防衛部)	〒862-0901 熊本市東町1-1-1	(096) 368-5111 内線2862 (当直2391)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)
宮崎県	陸自	西部方面総監 (防衛部)	〒862-0901 熊本市東町1-1-1	(096) 368-5111 内線2862 (当直2391)
	海自	呉地方総監 (防衛部)	〒737-8554 呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線2225 (当直2222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)

鹿児島県	陸自	西部方面総監 (防衛部)	〒862-0901 熊本市東町1-1-1	(096) 368-5111 内線2862 (当直2391)
	海自	佐世保地方総監 (防衛部)	〒857-0056 佐世保市平瀬町18	(0956) 23-7111 内線3225 (当直3222)
	空自	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線2348 (当直2203)
沖縄県	陸自	西部方面総監 (防衛部)	〒862-0901 熊本市東町1-1-1	(096) 368-5111 内線2862 (当直2391)
	海自	佐世保地方総監 (防衛部)	〒857-0056 佐世保市平瀬町18	(0956) 23-7111 内線3225 (当直3222)
	空自	南西航空方面隊司令官 (防衛部)	〒901-0194 那覇市字当間301	(098) 857-1191 内線2236 (当直2204)

(注) 武力攻撃事態等において統合任務部隊を編成する場合は、当該部隊の長名、所在地及び電話番号について、関係地方公共団体に対し別途通知する。